

◎ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）（抄） 1

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄） 1

○ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）（抄）

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。